

南山大学における休学および退学に関する規程

(目的)

第1条 南山大学学則第28条、同第30条、南山大学短期大学部学則第23条、同第25条、南山大学大学院学則第96条および同第96条の2に基づく学生の休学および退学に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(基本原則)

第2条 南山大学学則第28条、南山大学短期大学部学則第23条および南山大学大学院学則第96条に定める休学、ならびに南山大学学則第30条、南山大学短期大学部学則第25条および南山大学大学院学則第96条の2に定める退学は、学生の願い出があった日以後に、これを認めるものとする。

(申請期限)

第3条 南山大学学則第28条、南山大学短期大学部学則第23条および南山大学大学院学則第96条に定める休学は、休学を希望するクォーターの前クォーター末日までに申請を行わなければならない。ただし、理由を添えて申請した場合は、申請期限の延長を認めることがある。この場合の申請は、休学を希望するクォーターの前クォーター末日になされたものと看做す。

② 南山大学学則第30条、南山大学短期大学部学則第25条および南山大学大学院学則第96条の2に定める退学は、退学を希望する日の属するクォーター末日までに申請を行わなければならない。ただし、理由を添えて申請した場合は、申請期限の延長を認めることがある。この場合の申請は、退学を希望する日の属するクォーター末日になされたものと看做す。

③ 前2項ただし書きに定める期限の延長は、休学の場合にあつては、休学を希望するクォーターの授業科目履修登録変更期限を、退学の場合にあつては、退学を希望する日の属する翌クォーターの授業科目履修登録変更期限を、超えることができない。

④ 短期大学部および大学院専門職学位課程については、前3項に定めるクォーターは、学期と読み替えるものとする。

(規程の改正)

第4条 この規程の改正は、学生委員会、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附則

この規程は、2017年4月1日から施行する。